

平成28年度

第1回西都市学校再編調査検討委員会

日 時：平成28年6月3日 午後1：30～

場 所：コミュニティセンター3階 研修室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 教育長あいさつ

4. 説明・協議

(1) 学校再編に係る西都市教育委員会のこれまでの取り組みについて

(2) 西都市の人口・児童生徒の現状並びに今後の推移について

(3) 「これからの中学校についてのアンケート調査」及び「中学校再編に関するアンケート調査」(平成27年12月実施)集計結果について

(4) その他

5. 閉 会

平成28年度 西都市学校再編調査検討委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	団体名・役職名・氏名		
1	穂北づくり協議会	会長	那 須 壽 好
2	三納地域づくり協議会	〃	井 上 正 廣
3	三財地域づくり協議会	〃	川 崎 貞 生
4	都於郡地域づくり協議会	〃	飯 牟 禮 純 比 古
5	東米良地域づくり協議会	〃	濱 砂 勝 利
6	妻北地域づくり協議会	〃	安 藤 正 治
7	妻南地域づくり協議会	〃	山 崎 幸 雄
8	妻北小	学校長	池 内 孝 之
9	妻南小	〃	高 橋 博 昭
10	穂北小	〃	大久保扶美子
11	茶臼原小	〃	荒 武 真 奈 美
12	三納小	〃	岡 菌 好 子 (兼 務)
13	三財小	〃	緒 方 俊 郎 (兼 務)
14	都於郡小	〃	指 宿 義 隆
15	銀上小	〃	黒 木 辰 哉 (兼 務)
16	妻中	〃	塩 月 和 徳
17	穂北中	〃	松 浦 美 人
	三納中	〃	(岡菌好子)
	三財中	〃	(緒方俊郎)
18	都於郡中	〃	鳥 原 孝 仙
	銀鏡中	〃	(黒木辰哉)

No.	団体名・役職名・氏名		
19	妻北小	PTA会長	長 谷 川 芳 伸
20	妻南小	〃	奥 口 一 人
21	穂北小	〃	黒 木 俊 輔
22	茶臼原小	〃	今 井 裕 二
23	三納小中学校	〃	宮 田 諭
24	都於郡小	〃	中 村 健
25	三財小中学校	〃	篠 原 宏 旺
26	銀上小	〃	甲 斐 重 弘
27	妻 中	〃	寺 原 美 穂
28	穂北中	〃	壹 岐 知 之
29	都於郡中	〃	堀 地 幸 次
30	教育政策課	課長	中 武 康 哲
31	社会教育課	〃	渡 邊 敏
32	総合政策課	〃	中 武 久 充

○西都市学校再編調査検討委員会設置要綱

平成22年6月29日

西都市教委告示第2号

改正 平成26年3月20日教委告示第1号

(設置)

第1条 本市小中学校の学校再編について総合的に調査検討するため、西都市学校再編調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校再編計画の策定及び推進に関する調査検討
- (2) その他学校再編に関する調査検討

2 委員会は、前項についてその結果を西都市教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長とし、委員は次に掲げる者のうちから、西都市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域づくり協議会会長
- (2) 西都市立小中学校長
- (3) 西都市立小中学校PTA会長
- (4) 市職員

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会に必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会からの要請による事項について調査研究及び検討を行い、委員会に報告する。

3 専門部会の委員は、委員長の指名する委員とする。

4 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

(一部改正〔平成26年教委告示1号〕)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日教委告示第1号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

西都市立小中学校の学校再編に関する西都市教育委員会方針

平成23年8月30日 定例教育委員会

平成24年1月 一部見直し

◎趣旨

昨今の少子化に伴い、本市の児童生徒は急激に減少し、多くの小中学校の小規模化が顕著になっています。それらの学校はそれぞれの地域の歴史や文化・伝統とともに地域の人々に支えられて今日に至っており、今も地域の核であり、財産であり、小規模校ならではの工夫や努力を重ね、連携型小中高一貫教育により特色ある教育効果をあげているところであります。

学校は、多様な児童生徒が学習仲間として存在し、日々の学習活動や仲間たちとのかかわりの中で、お互いに切磋琢磨しながら社会性を培う場であるとともに、確かな学力を身につけさせる場でもあります。

地域が広く、学校が散在している本市の場合、その適正規模あるいは学校の形態について真剣に考えていかなければならない時期にきています。複式学級の良さも色々ありますが、これは学校並びに教師の指導力に期待するところが大きいと思われれます。しかし、それにも限界があり、地域の実状に合わせた態様を考えることが必要であります。

近年、研究開発が進んでいる「連携型」及び「一体型小中高一貫教育」を推進することは、多様な考え方の子どもとの出会いや交流の機会を一層多くし、学習活動や学校行事などが活性化されることで、社会性の醸成や学力の定着に対するさらなる教育活動への貢献が期待されます。

よって、教育委員会としては、現在取り組んでいる一貫教育のさらなる推進を軸とした学校再編を進めてまいります。

◎現状

○少子化と児童生徒数の減少

本市の児童・生徒数は、昭和40年には市全体で約9,500人でありましたが、人口の減少に伴って、現在では約2,800人と、妻・穂北地区の学校を除き、ほとんどの学校が1学年1クラスの学校となっています。

また、24年度から29年度までの入学予定児童数を見ると、地区によってばらつきはありますが、市全体では大きな増減はありません。しかし、これを基に今後の児童・生徒数を推計すると、妻地区は大きな増減はないものの、その他の地区は減少傾向にあることがうかがえます。

○学校の小規模化等

学校数は、昭和40年には小学校20校（内分校6校）、中学校11校（内分校4校）でありましたが、人口減少に伴って統廃合が行われ、現在は小学校9校（内分校1校）、中学校6校であります。

国の基準では、12学級から18学級が適正な学校規模としていますが、本市の場合は、妻地区の学校が適正規模若しくは大規模の学校で、その他の地区は小規模な学校となっています。

今後も少子化により児童・生徒数の減少から、学校の小規模化、学校規模の格差の拡大が進むことが予想されます。

○学校施設の改善

現在の校舎などの大半は、児童・生徒数が多かった昭和35年から40年にかけて建築されたもので、施設の老朽化が進んでおり、その整備が重要な課題となっています。

学校施設は児童・生徒の活動の場であり、また災害時には地域住民の緊急避難場所ともなることから、その安全性の確保は極めて重要であり、現在市では耐震診断を基に改修計画を策定し、改修を進めています。

◎学校再編の基本的な考え方

○再編の方法

再編の方法としては、学校の統廃合と一貫教育のさらなる推進が考えられるところであり、ます。

まず、学校の統廃合についてであります。これは児童・生徒にとって望ましい学習集団を形成し、より良い学習環境を創造するため、学校規模の適正化を図るものであります。また、意見交換会の中で「生徒数が少なく部活動が思うように出来ない。」などの理由から統廃合を望む声も一部にはあるところであり、ます。

しかし、学校はそれぞれの地域の歴史や文化・伝統とともに地域の人々によって支えられて今日に至っており、地域の核であり、財産であり、統廃合によって学校がなくなる地域の感情を考えると難しいと考えるところであり、ます。

一方、一貫教育のさらなる推進については、教育委員会では少子化による児童・生徒数の減少など、小中学校を取り巻く環境の変化に伴う活性化方策として、平成19年度から「地域の特性を活かした多様な一貫教育特区」により、平成21年度から「教育課程特例校」により、本市の全小中学校及び妻高校での連携型小中高一貫教育を推進し、成果を挙げています。

以上のようなことから、再編の方法としては学校の統廃合は行わず、これまで実践してきた「連携型」や「一体型小中一貫教育校の設置」など、学校・地域の実状、地理的条件などに即した一貫教育を発展、推進していきます。

なお、今後の児童・生徒数の推移を見極め、その減少により学校運営に支障を来たすような事象が認められる時点で、統廃合も含めた再編について再度検討いたします。

○施設の整備

児童・生徒の安全を確保するための耐震化対策は喫緊の課題であり、優先的に実施する必要がありますが、一貫教育のさらなる推進（一体型小中一貫教育校の設置など）により施設の利用形態が変わることもあることから、耐震改修促進計画に基づく改修事業との調整を図りながら進めます。

また、利用されなくなる施設等についても、学校は地域の中心的役割を持つことから、地域の活性化につながるよう、他自治体の例も参考にしながら利活用等を検討していきます。

なお、整備に当たっては、耐震化のみならず、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等整備することにより防災機能の強化を図ることも検討していきます。

◎学校再編の枠組み

○妻地区

児童・生徒数が将来に向かって顕著には減少しないこと、校舎の耐震改修もほぼ完了していることなどを勘案すれば、これまでの連携型一貫教育をさらに推進していくこととします。

○穂北地区

穂北小学校、茶臼原小学校と穂北中学校との一体型小中一貫教育校の設置を考えた時に、当面はこれまでの連携型一貫教育をさらに推進していくこととしますが、継続しつつも十分な連携、体制づくりを行うなど、環境条件を整えた上で、適宜一体型小中一貫教育校とすることとします。

ただし、茶臼原小学校は、将来的に複式学級の編制が継続して見込まれる場合は、地域の特性やニーズ、児童の安全、学校の教育活動への影響に配慮し、地域住民の意向を十分に踏まえ、再編についての協議を進めるとともに、検討してまいります。

○三納地区

小中学校どちらでも一体型小中一貫教育校の設置が可能ですが、構造耐震指標値が高い小学校を活用した一体型小中一貫教育校とすることとします。

開設時期としては、これまでの連携型一貫教育を通して学校間の連携、体制が図られていること、学校間も近いこと、地域の要望等も含め総合的に勘案して、平成24年度を試行・準備期間とし、平成25年度に本格実施することとします。

○都於郡地区

小学校と中学校の一体型小中一貫教育校の設置を考えた時に、当面はこれまでの連携型一貫教育をさらに推進していくこととしますが、継続しつつも十分な連携、体制づくりを行うなど、分校も含めての環境条件を整えた上で、適宜一体型小中一貫教育校とすることとします。

○三財地区

小中学校どちらでも一体型小中一貫教育校の設置が可能ですが、両校舎とも築50年を経過し、今後10年のうち耐用年数を迎え、大規模改修や改築が必要となります。

中学校と比較し小学校は一部耐震性が不足している校舎もありますが、施設整備状況や施設機能、収容能力などを総合的に勘案し、小学校を活用した一体型小中一貫教育校とすることとします。

開設時期としては、これまでの連携型一貫教育を通して学校間の連携、体制が図られていることから、平成24年度を試行・準備期間とし、平成25年度に本格実施することとします。

○東米良地区

市の中心部から遠距離にあり、複式授業は避けられないものの、統廃合は現実的でなく、一体型の小中学校として存続させることが妥当であると考えます。

これまでの小中学校間の活発な交流・連携、地域（地域住民）と学校との親密な関係、また施設の規模・付帯施設などを勘案すれば、耐震補強を要するが中学校を活用した一体型小中一貫教育校とすることとします。

開設時期としては、地域の実状や銀鏡中学校での平成23年度中の試行的な教育活動の取り組みなどを勘案して、平成24年度から実施することとします。引き続き、学校の在り方については検討してまいります。